

平成23年度 会計別決算

平成24年第3回八潮市議会定例会において、平成23年度一般会計、特別会計歳入歳出および上水道事業の決算が承認されましたので、お知らせします。

一般会計および特別会計の決算

平成23年度は、新たな時代のまちづくりの指針として「第4次八潮市総合計画基本構想・後期基本計画」で定められた将来都市像「市民が育む品格と活力のあるまちやむ」を指し、十分に精査し、事業を厳選のうえに編成された予算を、計画的、効率的に執行しました。

平成23年度一般会計および特別会計の決算は、表1のとおりです。

表1 一般会計および特別会計決算額

区分	予算現額	収入率	
		収入済額	執行率
一般会計	30,504,387,624	29,067,262,067	95.3
		27,699,796,359	90.8
国民健康保険	9,767,923,000	9,922,758,033	101.6
		9,388,397,403	96.1
公共下水道事業	4,612,779,000	4,167,714,266	90.4
		3,976,434,060	86.2
稲荷伊草第二土地区画整理事業	128,019,000	125,519,797	98.0
		68,955,710	53.9
鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業	72,569,000	96,301,020	132.7
		45,256,153	62.4
大瀬古新田土地区画整理事業	691,152,900	681,599,979	98.6
		658,047,771	95.2
西袋上馬場土地区画整理事業	776,830,962	777,018,111	100.0
		722,138,755	93.0
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	1,917,046,007	2,272,621,995	118.5
		1,342,889,657	70.0
介護保険	3,862,884,000	3,403,347,249	88.1
		3,233,623,488	83.7
後期高齢者医療	500,677,000	512,458,900	102.4
		495,919,879	99.0

上水道事業の決算

平成23年度上水道事業の決算は、表2のとおりです。

収益的収入のほとんどが水道料金収入です。また、収益的支出の主なものは、県水受水費が約34パーセントを占め、そのほか、修繕費、水道料金徴収業務委託料、浄・配水場施設管理業務委託料、企業債利息などです。

表2 上水道事業決算額

区分	予算額	決算額	執行率
収益的収入	1,871,464,000	1,858,846,091	99.3
収益的支出	1,751,505,000	1,686,730,560	96.3
資本的収入	558,872,000	612,816,350	109.7
資本的支出	1,186,255,000	993,171,478	83.7



松之木小学校耐震補強および大規模改修工事

平成23年度 都市計画税の使途状況

市では、平成23年度から都市計画税の税率をそれまでの0.2パーセントから0.25パーセントに変更しました。

平成23年度の都市計画税および都市計画事業の決算状況は、次のとおりです。

区分	金額
収入	
都市計画税 決算収入済額(現年課税分)	1,257,650
対前年度比較	+257,533
支出	
都市計画事業費	3,815,149
対前年度比較	+383,450
(内訳)	
街路整備事業	1,963,779
公園整備事業	50,000
下水道整備事業	1,030,000
土地区画整理事業	375,000
地方債償還費	396,370

お納めいただいた都市計画税(12億5,765万円)は、街路や下水道整備などの都市計画事業に全額が使われ、総事業費38億1,514万9千円の約33パーセントを占めています。

※詳しくは、市のホームページでご覧いただけます。

問 財政課 ☎ 306

平成23年度決算に基づく健全化判断比率等

○健全化判断比率

比率名	説明	平成23年度数値	早期健全化基準 ^{※1}	財政再生基準 ^{※2}
実質赤字比率	一般会計などの赤字の大きさを表します	赤字なし	12.74%	20.00%
連結実質赤字比率	市全体の赤字の大きさを表します	赤字なし	17.74%	30.00%
実質公債費比率	借入金など、その年の返済額の大きさを表します	13.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	借入金の残高など、今後支払わなければならない負債の大きさを表します	142.5%	350.0%	

○資金不足比率

区分	平成23年度	経営健全化基準 ^{※3}
上水道事業	資金不足なし	20.0%
公共下水道事業	資金不足なし	
稲荷伊草第二土地区画整理事業	資金不足なし	
鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業	資金不足なし	
大瀬古新田土地区画整理事業	資金不足なし	
西袋上馬場土地区画整理事業	資金不足なし	
南部東一体型特定土地区画整理事業	資金不足なし	

※1 健全化判断比率のいずれかの比率が、基準以上の場合、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

※2 健全化判断比率のうち、将来負担比率を除いたいずれかの比率が基準以上の場合、財政再生計画の策定が義務付けられ、国などの関与による確実な再生が求められます。

※3 資金不足比率が、経営健全化基準以上の公営企業については、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

※詳しくは、市のホームページでご覧いただけます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による、八潮市の健全化判断比率等の算定結果をお知らせします。八潮市の比率はいずれも、法令で定められている早期健全化基準(財政再生基準)、経営健全化基準を下回っており、健全な財政を維持しています。

問 財政課 ☎ 306